株券を発行する旨の定款の定めの廃止公告

当社は、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することを決議しましたので、
会社法第 218 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり公告します。
当社の株主及び登録株式質権者におかれましては、下記提出期間内に当社の株式に係る株券を当社にご提出くださるようお願い申し上げます。

記

1. 株券を発行する旨の定款の定めを廃止する旨
　当社は、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することといたしました。

2. 効力発生日（株券が無効となる日）
　2026 年 12 月 1 日

3. 株券の提出期間
　2026 年 11 月 20 日から同年 11 月 30 日まで

4. 株券の提出先
　神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目９番３号新横浜ＳＨビル８階
　株式会社ビジョナリーホールディングス
　リスク・コンプライアンス部

以上

2026 年 10 月 27 日

神奈川県横浜市港北区三丁目９番３号新横浜ＳＨビル８階
株式会社ビジョナリーホールディングス
代表取締役 松本 大輔